

図書館サービスと著作権

南 亮一（国立国会図書館）

自己紹介

- 1968年8月15日奈良県生まれ（45歳）
- 1992年4月 国立国会図書館入館
- 1996年4月-1998年3月 文部省出向
- 2010年4月 関西館転勤
- 2012年4月から関西館図書館協力課長
- * 本日のお話はあくまで個人的なものですので…。
- 「図書館協力事業」を所掌。
 - 研修交流事業（[研修](#)、[図書館向け広報](#)）
 - 調査情報事業（[カレントアウェアネス・ポータル](#)）
 - [総合目録ネットワーク事業](#)
 - [ISIL事業](#)
 - [レファレンス協同データベース事業](#)
 - [障害者図書館協力事業](#)

本日お話しする内容

- 基本的な枠組み
- ケーススタディ
閲覧（上映も）／貸出／複写／お話し会／ポスターなどの掲示／視覚障害者等へのサービス／保存のための複製
- ご質問にお答えします！

基本的な枠組み

図書館サービスと著作権

著作権とは

- 「著作物」（論文、小説、絵画、写真、音楽、映画、プログラム…）を使うときには、それを作った人（著作者）から許諾をもらわなければならない、という制度。
- ただ、許諾をもらわなくてもよいケースがかなり多い（テレビ番組の録画、ストリートミュージシャンの演奏、模写など…）ので、ピンと来ないだけ。

図書館と著作権とのかかわり

- 図書館資料にはほとんど「著作物」が含まれている。（書籍や雑誌には小説、論文、記事、絵、写真などがいっぱい。音楽CDやビデオソフトにも楽曲や映画が）
- なので図書館のお仕事を行うには著作（権）者の許諾が必要なはずだが…。
- 「権利制限規定」（後述）などのおかげで、ほとんど許諾を得なくてよいことに。

「著作隣接権」について

- 著作権法では、「著作権」とは別に、「実演」（演奏、歌唱、演技、演芸、指揮、演出...）、「レコード」、「放送」、「有線放送」を「著作隣接権」という権利で保護。
- 権利の働き方が「著作権」とほぼ同一で、放送番組やレコードを使う場合などだけにしか関係しませんので、今回は説明を省略します。

著作権法の解釈不要の場合

- 使用許諾条件が定められている場合
 - 商用オンラインデータベース
 - 図書館向けビデオソフト
 - （一定範囲での）自由利用を許諾する表示がある場合
 - 文化庁の「自由利用マーク」（ほとんどない）
 - クリエイティブコモンズ・ライセンス（ネット上など）
 - EYEマーク（JLA出版物など）
- 利用を制約する表示については基本的に従う必要はない。（例：図書館での貸出禁止の表示）

著作権法の解釈不要の場合

自由利用を認める表示の例



クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一例
<http://creativecommons.jp/licenses/>



複製等その他の権利で著作のままでこの本を利用出来る人のために、権利を目的とする場合を除き「著作権」以外の権利を「私的複製」等の権利を行使することを含め、その権利を行使する場合は、出版校までご連絡下さい。

許諾を得なくてもよい場合とは？

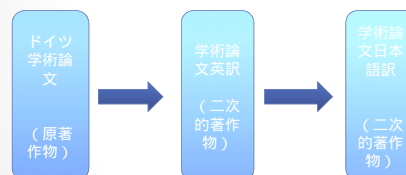
- そもそも「著作物」でない場合
- 著作権で保護されない著作物の場合
 - 憲法・法律、告示・通達類、裁判所等の判決、これらの公的な翻訳・編集物（著作権法13条各号）
- 特定の国の著作物の場合
 - 国交がない国・国際条約未加入国（北朝鮮、イラク、イラン、ウズベキスタン、サンマリノなど）の著作物（著作権法6条）
- 著作権の保護期間（後述）が満了した場合
- 「権利制限規定」（後述）が適用できる場合

著作物とは？

- 「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（法2条1項1号）
- 具体例は法10条1項に列挙（言語、音楽、舞踊・無言劇、美術、建築、図形、映画、写真、プログラム）。
- おもに「思想又は感情」、「創作的」をめぐって線引きが。
- 著作物でなければ、そもそも著作権の保護は及ばない 許諾不要。

著作物とは？

「二次的著作物」：翻訳／編曲／変形／翻案など
 （例）ドイツの学術論文を英訳したものを日本語訳した場合



二次的著作物の著作権者は、すべての二次的著作物の利用について権利行使が可能（法28条）。

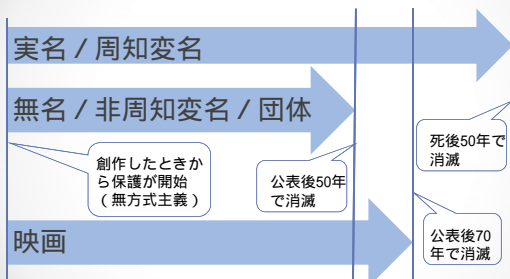
著作物とは？（続）

- 「編集著作物」：編集物でその素材の選択又は配列によって創作性を有するもの（法12条1項）。
新聞、雑誌、辞書、事典、論文集等
- 「データベースの著作物」：データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの（法12条の2）。
* 「データベース」：情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機で検索できるように体系的に構成したもの（法2条1項10号の3）。

著作権で保護されない著作物

- 公的機関作成の著作物の一部
憲法・法律、告示・通達類、裁判所等の判決、これらの公的な翻訳・編集物（著作権法13条各号）
- 特定の国の著作物の場合
国交がない国・国際条約未加入国（北朝鮮、イラク、イラン、ウズベキスタン、サンマリノなど）の著作物（著作権法6条）

著作権の保護期間



注：昭和32年以前に公表された写真の著作物の著作権は、すべて消滅しています。

著作権の保護期間

- 活用例1：青空文庫 <http://www.aozora.org>
著作権が消滅した文学作品を中心にテキスト化を行い、無料でネットで公開するサイト。
- 活用例2：近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp>
国立国会図書館が所蔵する明治期から昭和前期までに刊行された図書をデジタル化（画像のみ）し、無料でネットで公開するサイト。
- 活用例3：北摂アーカイブス http://wiki.service-lab.jp/lib_toyonaka/
地域住民から寄せられた古い写真をデジタル化し、ネットで見られるサイト。豊中市立図書館が中心的役割。

どういう場合に著作権が働くか

- 「著作権」は大きく「著作者人格権」と「著作権」に別れる。
- 著作者人格権

権利の名称	根拠条文	内容
公表権	18条	公表するか否か、公表するタイミングを決定 日記、書簡の閲覧で関係
氏名表示権	19条	名前を出すか、出すならどういう名前にするかを決定
同一性保持権	20条	題号や中身を無断で改変されない。（やむを得ない場合は除く） 複写の縦横比の変更などで関係 白黒コピーは「やむを得ない」

どういう場合に著作権が働くか

- 著作権

権利の名称	根拠条文	具体例
複製権	21条	コピー、デジタル化、録音録画など
上演・演奏権	22条	レコード再生など
上映権	22条の2	DVD・マイクロ資料の閲覧・上映など
公衆送信権	23条1項	メール配信、放送、アップロードなど
伝達権	23条2項	街頭テレビ、サウナ・美容室などでの受信
口述権	24条	朗読
展示権	25条	（美術・未公表写真の）展示
頒布権	26条	ビデオソフトの貸出、新品販売
譲渡権	26条の2	新品販売
貸与権	26条の3	資料の貸出し（ビデオソフトを除く）
翻訳・翻案権	27条	和訳、立体化、平面化、映画化など

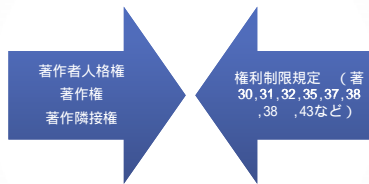
著作権が働かないのは？

- 紙の資料の閲覧サービス
cf) マンガ喫茶の営業形態
- 新聞原紙から記事を切り抜き、スクラップ帳に貼付して閲覧に供する。
cf) 新聞からコピーしたものを貼ると×
- 本の表紙カバーを外して新刊案内として掲示
- 本の表紙カバーを切り取ってしおりなどに作り替える。
cf) 表紙を描いたり、コピーして活用すると×

「権利制限規定」とは？

- 一定の条件（公益目的など）を満たせば、著作（権）者からの許諾を得なくてよいとする規定。
- 日常行っている著作物の利用のほとんどについて著作（権）者からの許諾が不要なのは、この権利制限規定によるもの。
- 複写サービス（31条1項）、貸出し（38条4項）、読み聞かせ（38条1項）など。

「権利制限規定」とは？



- 著作権制度は、このように、著作者などが有する「権利」と、自由利用を保障するための「権利制限規定」がせめぎあっている構図から成り立っている。

主な権利制限規定

名称	根拠条文	具体例
私的使用のための複製	30条1項	ビデオ録画、模写、コンビニコピーなど
図書館等における複製	31条1項	コピーサービス、保存のための複製など
引用	32条1項	批評や紹介のために文章や絵などを掲載
授業のための複製	35条1項	学校の授業の教材にするための複製
点字による複製等	37条1・2項	点字図書や点字データの作成、送信
視覚障害者等への複製等	37条3項	録音図書・拡大本等の作成、ネット配信
非営利・無料の上映等	38条1項	非営利・無料による演奏・口述・上映など
非営利・無料の貸与	38条4項	非営利・無料による貸出し
翻訳・翻案による利用	43条	権利制限の対象行為に翻訳・翻案を追加
複製物の譲渡	47条の9	権利制限規定の目的内で譲渡OK

著作権侵害により作成された資料の扱い

【参照条文】著作権法113条1項2号

（侵害とみなす行為）

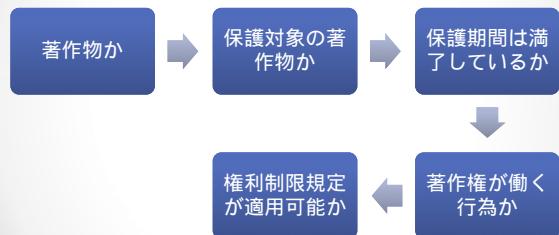
第百十三条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 （略）

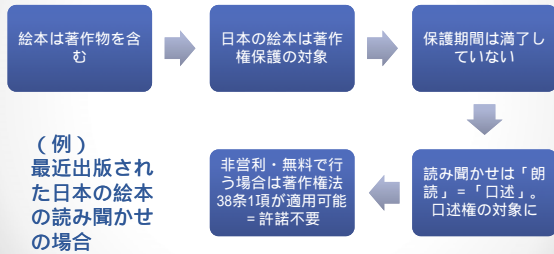
二 著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為によって作成された物（前号の輸入に係る物を含む。）を、情を知つて、頒布し、頒布の目的をもつて所持し、若しくは頒布する旨の申出をし、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をもつて所持する行為

著作権侵害により作成された資料を、そうと知った上で、貸し出したり、コピーを渡したり、貸出しやコピーをしますよと伝えることは、著作権侵害とみなされることとなります。

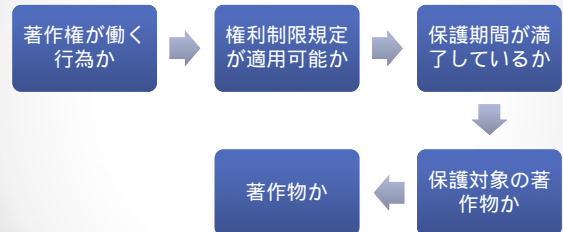
許諾が要るかのチェックリスト（理念型）



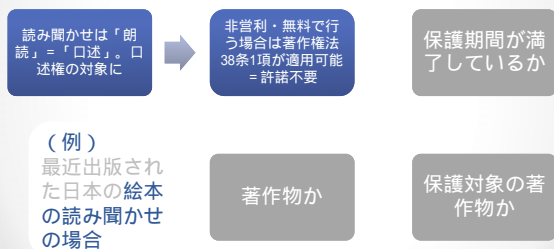
許諾が要るかのチェックリスト (具体例)



許諾が要るかのチェックリスト (實際上)



許諾が要るかのチェックリスト (實際上：具体例)



ケーススタディ

図書館サービスと著作権

目次

1. 閲覧（上映を含む）
2. 貸出
3. 複写
4. お話し会
5. ポスターなどの掲示
6. 視覚障害者等へのサービス
7. 保存のための複製

注

- 以下の解説で「許諾が必要」と言った場合でも、次の場合には許諾は不要となります。
1. 使うものが著作物でない場合
 2. 使う著作物が著作権で保護されない場合
(法令、通達、判決文、これらの公的編集・翻訳物)
 3. 使う著作物の著作権が消滅している場合
また、契約などで利用条件が定まっている場合もそちらに従います。

1. 閲覧

3つに分類できます。

1. ディスプレイ・モニタを通じて見せる場合
2. 音楽を聴いてもらう場合
3. 紙の資料（書籍、雑誌など）を見てもらう場合

1. 閲覧

1. ディスプレイ・モニタを通じて見せる場合

- 「上映」（著作権法第2条第1項第16号）に該当。
- 「上映権」（同第22条の2）の対象に。
- 「非営利・無料」の上映（同第38条第1項）に該当。

著作権者からの許諾は不要。

1. 閲覧

- 法2条1項16号

十六 上映 著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴って映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

映画の上映以外にも、画像ファイル（静止画）・文書などをモニタやディスプレイに映し出す行為も含まれます。また、AVブースで見せる行為も含まれます。

- 法22条の2（上映権）

「著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する」

1. 閲覧

- 法38条1項（非営利・無料の上演等）

「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」

この規定は閲覧サービス以外にも様々なところで適用される重要な規定です。

- 有料化すると許諾が必要に！

発展：上映会は？

- 法38条1項は映画の上映一般にも適用可能な条文ですが、上映会については制約が。なぜ？
- ビデオが普及した1980年ごろからビデオ業者や劇場主からクレームが発生し始めました。
- この対応のため、（社）日本図書館協会と（社）日本映像ソフト協会が協議を行い、上映会のためのガイドラインとなる「合意書」（2001.12.12）を策定。
- 以後はだいたいこのガイドラインに沿った運用が行われています。（ビデオ・映画関係者との摩擦回避のため）

発展：上映会は？

- 「合意書」の内容
 - (i) 対象となる「上映」：上映会。館内視聴は対象外。
 - (ii) 対象となる資料：ビデオ、DVD。フィルムは対象外。
 - (iii) 内容： 「上映権付き」は無条件OK。それ以外でも「16mm興行、ビデオレンタルショップやビデオ販売業務などで同一著作物の商業的利用が行われているとき」でなければOK。
- 上映権付きビデオは通常は自館のみの使用に限定と思われれます（詳細は利用条件をご確認ください）。

1. 閲覧

2. 音楽を聴いてもらう場合

- 「演奏」（著作権法第2条第7項）に該当。
- 「演奏権」（同第22条）の対象に。
- 「非営利・無料」の演奏（同第38条第1項）に該当。

著作権者からの許諾は不要。

1. 閲覧

- 法2条7項
「この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること（公衆送信又は上映に該当するものを除く。）及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること（公衆送信に該当するものを除く。）を含むものとする。
- 法22条（上演権及び演奏権）
「著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する」

1. 閲覧

- 法38条1項（非営利・無料の上演等）
「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」
- これについても、有料化すると許諾が必要に！

1. 閲覧

- 3. 紙の資料（書籍、雑誌など）を見てもらう場合
著作権は動きません！
 - 展示権：美術・写真の著作物の**原作品**のみ適用。
 - 貸与権：**施設外持ち出し**の場合のみ適用。
- 典型例：まんが喫茶
2003年ごろ漫画家の団体がまんが喫茶を著作権で規制しようとしたがこの事実に気付いたため取りやめたことが。（ゲームソフト、DVDソフト等は権利処理済）

2. 貸出し

- 貸出対象となる著作物が映画がそうでないかで変わってきます。
- 映画 著作者（＝映画製作者、楽曲の著作者など）の許諾が必要。
- それ以外 許諾不要。
- なお、有償で貸し出す場合は要許諾。

2. 貸出し

- 法26条の3（貸与権）
「著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。」
- 法26条（頒布権）
「著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。
2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。」

2.貸出し

- 法2条1項19号

「十九 頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする。」

2.貸出し

- 法38条4項（非営利・無料の貸与）

「公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物であつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。」

- 映画の著作物が徹底的に取り除かれている！
- 映画の著作物の複製物の非営利・無料の貸与の規定（法38条5項）はあるが、図書館の貸出については適用できる状況になっていない。

2.貸出し

- 著作権法38条4項（非営利・無料の貸与）

「公表された著作物...は、**営利**を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から**料金**を受けない場合には、その複製物の貸与により公衆に提供することができる。」

- 営利：**業として**その貸与行為自体から**直接的に利益**を得る場合又はその貸与行為が**間接的に何らかの形で貸与を行う者の利益に具体的に寄与するもの**と認められる場合をいう。
- 料金：**一般的な運営費や維持費に充てるための利用料**であると認められる場合（には該当しない）

2.貸出し

- 典拠：「衆議院議員川内博史君外一名今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止後の法律の運用に関する質問に対する答弁書」（平成16年5月25日内閣衆質159第96号）
http://www.shugi.in.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b159096.htm
- 金沢文学館の貸出中止問題
 - 2005年11月の開館の半年後から貸出サービス開始。年間観覧券又は市文化施設共通観覧券の所有者に限り貸出を認めていた。ところが、この扱いが「料金」徴収を禁じている規定に反しているのではないかと、ということから、2009年4月1日から貸出を中止した、というもの。

2.貸出し

- 書籍・雑誌の付録CD-ROMやDVDの貸出中に「映画の著作物」があるかどうかで決定。
 - ある 原則として貸出できない。
 - ない 貸出可能いちいち「映画の著作物」のありなしを確認！？
JEPAの「図書館館外貸出可否識別マーク」



3.複製

- 「複製」（著作権法2条1項15号）に該当。
- 「複製権」（著作権法21条）が働く。
- 館種・サービス内容によっては「権利制限規定」が適用可能に。
 - 国立国会図書館、公共図書館、大学図書館など
著作権法31条1項1号
 - 学校図書館
著作権法35条1項（先生や生徒の「手戻」として）
 - その他適用可能なものも（行政・立法機関での内部資料：著作権法42条1項など）

3. 複写

- 著作権法2条1項15号
十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。
イ・ロ 〔略〕
- 著作権法21条（複製権）
「著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する」
「権利制限規定」を適用しないと、著作権者からの許諾が必要となる。

3. 複写

複写サービスに適用可能な権利制限規定一覧

条文番号	複写の主体	複写物の使用目的	複写対象資料	複写可能範囲
31条1項1号	公共・大学図書館等	調査研究	所蔵資料	原則として著作物の一部分
35条1項	授業を担当/受ける者(*)	授業の過程における使用	制限なし(*)	必要と認められる限度内
42条1項	限定なし	裁判・立法行政内部資料	制限なし	必要と認められる限度内
42条2項	限定なし	特許・薬事関係手続	制限なし	必要と認められる限度内
(参考) 30条1項	複写物を使用する人	個人的・家庭内など	制限なし	制限なし

(*) 学校図書館はこれらの者の「手足」としてのみ複写可。またこの場合は、自館所蔵資料に限定されると解釈。

3. 複写

- 公共図書館、大学図書館などの複写サービス
著作権法31条1項1号を適用してコピーサービスを行うことが一般的。
著作権法31条1項1号では、
1. 著作権チェックの実施の必要性
2. 複写料金の上限（実費相当分）
3. インターネットHPのプリントアウトなどを除外
4. 利用者からの求めに応じること
5. 調査研究目的に限定
6. 複写可能範囲を「著作物の一部分」（「発行後相当期間」経過後の新聞雑誌等の掲載記事論文は全部OK）に制限
7. 一人につき一部
という様々な要件が定められています。

3. 複写

- (図書館等における複製等)
- 第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。
- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合
(以下略)

3. 複写

- 「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの・・・においては」の意味
- (i) 著作権法第31条第1項が適用できる施設の特定
国立国会図書館、公共図書館、大学・短大・高専図書館、国立大学校図書館、国立の博物館・文書館・地方議会図書室（一般公開のところのみ）など、国立の研究所等（一般公開のところのみ）、その他文化庁長官指定施設 学校図書館、企業図書館等は×。
- (ii) 著作権チェック（複写申込書記入）の必要性
図書館は最低限著作権チェックを行う必要あり。そのために複写申込書を利用者に記入していただくことに。

3. 複写

- 「セルフコピー」が認められる根拠
- 著作権法第31条に該当しない複写
〔略〕
- コイン式複写機器等による複写
ただし、次の4条件を満たす場合は、図書館等による複写に準じて取り扱う。
(1) 使用するコイン式複写機は、図書館等による複写に準じて取り扱う。
(2) 利用者は、図書館等に複写の申し込みをしなければならないこと。
(3) 図書館等は、この申し込みについて、適法なものか否か厳格な審査を行うこと。
(4) 複写後、図書館等は、作成された複写物が申し込みの内容と合致しているか否かを厳格に審査すること〔以下略〕
- 「複写に関するガイドライン(案)」(1993.6.17 日本複写権センターから協力委員会に提案)
この基準は業者委託の場合にも事実上適用されていることから、すべての場合において著作権チェックが必要なものと解されることとなります。

3. 複写

- 「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で法令で定めるもの・・・においては」の意味

(iii) 複製の主体は図書館である（利用者ではない）ということ

複製についての責任は利用者ではなく図書館が負う。違法コピーをしたら図書館が著作権侵害になる。

複製の可否や資料を複製する範囲などは図書館が決めてよい。著作権法第31条第1項に定められている範囲をすべて図書館が行わなければならない義務はない。

3. 複写

- 著作権法第31条第1項が図書館にコピーサービスを義務づけるものではないとする根拠

著作権法31条1号は、著作権者の専有する複製権の及ばない例外として、一定の要件のもとに図書館において一定の範囲での著作物を複製することができるとしたものであり、図書館に対し、複製物提供業務を行うことを義務付けたり、蔵書の複製権を与えたものではない。ましてや、この規定をもって、図書館利用者に図書館の蔵書の複製権あるいは一部の複製をする権利を定めた規定と解することはできない。

「多摩市立図書館事件判決」（東京地方裁判所平成7年4月28日判決）

3. 複写

- 「その営利を目的としない事業」の意味

図書館の施設が複製できるのは、その営利を目的としない事業としてでありますから、官公施設や公益法人施設が利用者から実費を徴収するのは差し支えありませんが、実費名目でも、複製設備維持費・用紙代・人件費等の実額をはるかに超える費用を徴収するときは、営利的色彩を帯びるものとして、脱法行為のそしりを免れません。

（加戸守行『著作権法逐条講義 五訂新版』著作権情報センター、2006、p.237.）

ただ、現実的には、大多数の図書館では1枚10円といった安価で提供しているため、この規定の意味はほとんどない？

3. 複写

- 「図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて」の意味

図書館等の施設において複製の対象となり得るのは、図書館等の図書・記録その他の資料に収録されている著作物ということであり、単に図書館等の資料と書いてありますが、全国津々浦々の施設にある資料をどこでもコピーできるということではなく、複製しようとする施設の蔵書とか保管資料を意味するものであります。

（加戸守行『著作権法逐条講義 五訂新版』著作権情報センター、2006、p.237-238.）

他館借受資料とインターネットHPは除外。

3. 複写

ただ、他館借受資料については、「[借受ガイドライン](#)」により図書に限り一定条件で認められることに。

3. このガイドラインによって複製物を提供する図書館においては、利用者が求める図書の提供に当たっては、購入その他の手段により自館において構築した自館の蔵書によるべきであり、他館から図書を借用して提供するものは、それが入手困難な場合と、利用者が求める図書が自館の蔵書構築方針の観点から著しく例外的である場合に限り原則とする。

4. 前項の「入手困難な場合」とは、以下の場合を指す。

(1) 研究報告書であるなどの理由で一般市場に出回っていない場合、あるいは、絶版となったり、在庫状況が確認できないなどの理由で直ちに購入することが著しく困難である場合

(2) 購入する予算を直には準備することができない場合、あるいは、全館セットでしか購入できない複数巻の図書などのように、購入・予約方式などの点で直ちに購入することが著しく困難である場合。

3. 複写

- 「資料」には電子資料も含む。ただこの場合、「一部分」をどのように解するかが問題となる。

このように「刊行物」に電子媒体が含まれることとした場合、第31条第1号の図書館等における複製の対象となる「定期刊行物」にもCD-ROM等の電子媒体が含まれることとなるが、この点についてもこれらの電子媒体が紙媒体と同様に取り扱われている実態からすると、電子媒体を含むこととしても差し支えないと考えられる。電子媒体による「定期刊行物」についても、第31条により認められる複製の範囲は紙媒体の場合と変わらない。

「著作権審議会第1小委員会審議のまとめ」（平成12年12月 著作権審議会第1小委員会）http://www.cric.or.jp/houkou/h12_12a/h12_12a.html の11(1)

3. 複写

- 「著作物を複製することができる」の意味
- (i) 「複製」の範囲や方法が限定されていない。
「コピー」だけでなくダウンロードや録音録画なども含まれる。
拡大縮小や紙1枚に収めるために別々のものを合わせてコピーすることも可能。
- (ii) 「複製権」しか制限していない。
FAXや電子メールで複製物の送信ができない。

3. 複写

- 「図書館等の利用者の求めに応じ」の意味
「図書館の利用者」：遠隔複写の利用者や法人等も含む。(かつては直接来館者のみを指すこととされていた)
- 著作権法第31条に該当しない複写
来館者以外の者に提供する複写(ただし、当分の間、郵便の往復による利用者への直接の提供の場合は来館者の提供に準じて取り扱う。)
- 「複写に関するガイドライン(案)」(1993.6.17 日本複写権センターから協力委員会に提案)
- 「求めに応じ」：具体的な申込みがあってから複製するということを意味する。SDIサービスのように、あらかじめ関心分野を登録してその関心分野に合ったと思われる文献を複写して提供する、というものは、具体的な申込みがないため同条では読めない。また、事前に予測して溜めておくような場合も読めない。

3. 複写

- 「調査研究」の意味
 - (i) 娯楽、営業活動などを除外する。
 - (ii) 「個人の私的な調査研究」に限らない。団体の調査研究、営利目的の調査研究(得意先の事務所までの経路を調べる、商品開発の参考とするためのニーズ調査、市場調査など)も含まれる。
- 鈴木「では、このいわゆる“調査研究”の目的が、営利であるか、非営利であるかは必ずしも関係ないですね」
- 佐野「依頼者の調査研究の用に供するものであれば、複製できるわけです」
- 佐野文一郎・鈴木敏夫著『改訂 新著作権法問答』(昭和54年、出版開発社) p.254
- 企業を宛名とする領収書を発行してもかまわない。

3. 複写

- 「著作物の一部分」の意味
「著作物」 「資料」
論文集・短編集 論文・短編の一部分
写真集・画集・書集 写真や絵画、書の一部分
歌集・楽譜集・歌詞カード 1曲の半分
CDやレコードのジャケット その半分
一枚ものの地図 地図の半分
住宅地図 見開きの半分
俳句・短歌・詩歌・事典の一項目 その半分。ただし、
「[写込みガイドライン](#)」で事実上複写可。
- *楽譜、地図、写真集・画集(書も)、雑誌の最新号は除外。

3. 複写

- 「一部分」=「半分」の根拠
- この規定においては、著作物の一部分の複製を認めるものであって、著作物の全部又は相当部分の複製を許容するものではない。「一部分」とは、少なくとも半分以上を意味するものと考えられる。また、著作物が多数収録されている編集物にあっては、「定期刊行物」を除き、掲載されている個々の著作物について「一部分」であることを要するものである。
- 著作権審議会第四小委員会(複写・複製関係)報告書(1976.9)の第2章
「2. 図書館等における複写複製」http://www.cric.or.jp/houkokoku/s51_9/s51_9_main.html#2_4
- 一著作物の範囲の画定方法
- 本件著作物は、各項目毎にまとまった内容を有しているものと窺われかつ著作者が明示されており、「各人の寄与を分離して個別に利用することができないもの」(著作権法2条12号)とはいえず…原告の請求した本件複写請求部分は、著作物の全部に当たるものであった。
- 『多摩市立図書館事件判決』(東京地方裁判所平成7年4月28日判決)

3. 複写

- 俳句・短歌の一首、事典の一項目等の複写
「複製物の写込みに関するガイドライン」(平成18年1月1日)を適用。
- (複製物の作製)
- 3 図書館が利用者の求めに応じて複製機器による紙面への複製を行う際には、著作権法第31条第1号に基づき、**著作物の一部分のみ**(以下「複製対象」という。)の複製を行うが、同一紙面(原則として1頁を単位とする)上に複製された複製対象以外の部分(写込み)については、権利者の理解を得て、遮蔽等の手段により複製の範囲から除外することを要しないものとする。
- マスキングしなくてもマスキングしたことにはしますよ、ということ。

3. 複写

• 地図の複写範囲の解釈

個々の地図の半分まで。冊子体の場合、見開きの片ページまで。ただし、国土地理院が作成した地図は、調査研究目的なら全部複写可。

* 詳細な解説 「地図の著作権」(リサーチ・ナビ)
http://navi.ndi.go.jp/research_guide/entry/theme-horibun-601008.php

○ 冊子体の地図が見開きの片ページまでに限定される理由

なお、弊社では住宅地図の製作工程を踏まえ、著作権法の趣旨に沿って検討を重ねた結果、上記3の通り、複写を区割り図の半分を超えないこととする結論にいたしました。この結論にいたるまでの弊社の考え方は、以下の通りです。

- (1) 弊社住宅地図は、各区割り図ごとに創作されたものである。
 - (2) 住宅地図帳そのものは別個独立の著作物である各区割り図の集合物である。
 - (3) 弊社住宅地図について、著作権法31条における著作物とは、区割り図(住宅地図見開き2頁)をいう。
 - (4) 著作権法31条により複写サービスを許される著作物の一部とは、弊社住宅地図については、各区割り図(住宅地図見開き2頁)の半分(1頁相当分)を超えない範囲をいう。
- (出典)株式会社ゼンリン「住宅地図の複写」について、平成17年1月11日

3. 複写

• 地図の複写範囲の解釈

個々の地図の半分まで。冊子体の場合、見開きの片ページまで。ただし、国土地理院が作成した地図は、調査研究目的なら全部複写可。

○ 国土地理院作成地図の取扱い(平成20年国地総務第325号)

42. 図書館における国土地理院の測量成果の複製について教えてください。

著作権法第31条において、複製の目的が営利性を有せず学術調査・研究の場合に限り、図書館において、1人につき一部、地図・図葉の複製が可能です。

「承認申請Q&A」国土地理院ホームページ
<http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-qa.html>

3. 複写

- 「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部」の意味
「発行後相当期間」：次号発行又は3ヵ月経過後

第1号関係
「発行後相当期間」次号が出されるまで(発行後3ヵ月経過後でも次号が発行されないものは3ヵ月経過後)とする。

- 最新号がxというわけではなく、図書等と同じ扱い。
最新号をxにするためには別の理屈が必要。

3. 複写

- 「一人につき一部」の意味
字義どおりです。
- 「後日半分」「知人と手分け」「他館で半分」問題
注意を払うのは限度あり。対応可能な範囲でよいのでは？
- 分冊の取扱い：「一著作物」がどこまで続くか。
- 付図・付録の取扱い：本文で言及あれば「一著作物」。
- 図版となっている地図や写真：本文と一体で考えるということでのよいのでは。

3. 複写

- 学校図書館の複写サービス
- 著作権法31条1項適用はx。自校の先生・児童生徒の「手足」として35条1項の複写を行うのは可か。
- この場合...
 - (i) 授業・調べ学習・校内行事(文化祭、体育祭など)で先生(学校教諭・大学教授に限らず)や児童生徒が利用するための複写OK。
 - (ii) 複写可能範囲は「必要と認められる限度」なので一部分を超えてもOK。翻訳・翻案・変形等もOK。
 - (iii) 他校の資料でもOK。
 - (iv) ただし、目的外使用不可。

3. 複写

- 学校図書館の複写サービス
- 著作権法第35条第1項(授業等での複製)
「学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる、この限りでない。」

3.複製

- 携帯電話等での所蔵資料の撮影
- 利用者が所持する複製機器（携帯電話のカメラなど）での複製（撮影も含まれます）には、著作権法31条が適用されず、著作権法30条1項（私的使用のための複製）の規定により、著作権者の許諾なしに行えると解するのが一般的。
- ただ、著作権者の経済的利益への配慮や利用者のプライバシー保護、静謐な利用環境の保持のために制限する図書館が多い。

【関連質問】問53～問59

4.お話し会

- お話し会と著作権との関係について、以下の6つの事例を取り上げて説明します。

朗読

絵本を見せること

伴奏への音楽の使用

ペープサート・エプロンシアター、触る絵本

な

どの作成

チラシへの絵本の表紙、挿絵などの掲載

4.お話し会

- その前に...
- 基本的な考え方：
- 何かを作れば（コピー、模写、録音など）、「複製権」が働きますので、原則要許諾。ただし、許諾不要な場合も。
- 授業の一環で行えば、「授業のための複製」（著作権法35条）が適用され、許諾は不要。ただし目的外使用は×。
- 作らない形で行えば（上映、朗読など）、「非営利・無料の上演等」（著作権法38条1項）が適用され、許諾は不要。ただしライトは×。

4.お話し会

- 参考文献
児童書四者懇談会「読み聞かせ団体による著作物の利用について」（2006年5月）
<http://www.jbpa.or.jp/guideline/readto.html>
- 児童書四者懇談会：日本児童出版美術家連盟、日本児童文学者協会、日本児童文芸家協会、日本書籍出版協会児童書部会
- 権利者団体の立場からの読み聞かせと著作権との関係の解説と、許諾の取り方の説明を掲載。
- 一般的な著作権法の解釈よりも広く解釈しているところと逆のところが混在。取捨選択する必要あり。

4.お話し会

朗読

- 営利を目的とせず、聴衆から料金(*)を取らない場合は許諾不要（著作権法38条1項）。
- *会場費・人件費などの経費に充当する場合にも該当。ただ、「読み聞かせ団体による著作物の利用について」では、無許諾で利用可とされている。
- *お菓子代など、朗読の対価といえない経費の徴収はOK。
- ただし、内容をわかりやすくするため表現を変える、朗読者に報酬を支払う場合は要許諾。

4.お話し会

絵本を見せること

- そのまま見せる場合(*)、書画装置やプロジェクターを使って投影する場合(**)は許諾不要。
- * そもそも著作権が働かないため。
- ** 「非営利・無料の上映」（著作権法38条1項）に該当のため。
- 拡大した複製物を作成する場合は許諾が必要。
- *授業の一環として行う場合には許諾不要（著作権法35条が適用）

4. お話し会

伴奏への音楽の使用

- 音楽CDをそのまま流す場合、非営利・無料であれば、許諾不要（著作権法38条1項）。
- 音楽CDからあらかじめ編集した録音物を作成する場合であっても許諾不要。
 - * 「利用の過程における合理的な範囲内での著作物の利用」は著作権侵害に該当しない、とされているため。
 - * ただし、この「録音物」を他の目的で使うことはできない。

4. お話し会

ペープサート・エプロンシアター、触る絵本などの作成

- 許諾が必要。
- 授業の一環として行う場合は許諾不要（著作権法35条1項）。

4. お話し会

チラシへの絵本の表紙、挿絵などの掲載

- 許諾が必要、と考えるのが一般的な解釈。
- ただ、「読み聞かせ団体による著作物の利用について」には、以下の記述が。
「ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評等に、表紙をそのまま使用する場合は、商品を示しているものとみなされ慣行上無許諾で使用できる。ただし、ホームページにのせる場合は、引用にあたる場合を除き確認が必要。表紙写真に加え、作品名・著作者名（作・文・絵・写真など）・出版社名を必ず一体表記すべき」

4. お話し会

- 著作権法38条1項（非営利・無料の上演等）
「公表された著作物は、**営利を目的とせず**、かつ、**聴衆又は観衆から料金**（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）**を受けない**場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について**実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。**」

5. ポスターなどの掲示

- 単に掲示をする場合 著作権は働きません。自由に行えます。
- 例）買ったポスターを貼る。
取り外したカバーを切り抜いて活用。
 - * 原画やプリントした写真を展示する場合は、「展示権」の対象となりますが、その絵や写真の所有者や、所有者から許諾を得ている人については、この「展示権」は働かないことになっています（著作権法45条）。
- 掲示のために複製（コピー、プリントアウト、描写など）をした場合 複製権が働きます。
「授業」に該当する場合（著作権法35条1項）を除き、許諾が必要になります。

6. 視覚障害者サービス

- 【参考文献】南亮一「2009年著作権法改正によって図書館にできるようになったこと：障害者サービスに関して」『図書館雑誌』104(7), 2010.7, p.430-433.
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/copyright/minami_j1a1007.html
- 点字図書・点字データの作成・頒布・送信など
公表された著作物を使う限り、どんな目的（営利目的・有料頒布など）であっても自由（著37条）。点字図書や点字データの作成・頒布（誰に渡してよい）のほか、点字データのネット配信も可。
翻訳して点字図書・点字データ化も可。翻案（リライトなど）をする場合は、著37条の要件を満たす必要あり。

6. 視覚障害者サービス

- 録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信など

【参照条文：著作権法37条1項・2項】

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。)を行うことができる。

6. 視覚障害者サービス

- 録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布など

【参照条文：著作権法37条3項】

3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

6. 視覚障害者サービス

- 録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布など

(i) 誰に提供できるか

以下の表に例示する状態にあつて、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者。

視覚障害	発達障害
聴覚障害	学習障害
肢体障害	いわゆる「寝たきり」の状態
精神障害	一過性の障害
知的障害	入院患者
内部障害	その他図書館が認めた障害

(37条ガイドライン第4項・別表1)

6. 視覚障害者サービス

- 録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信など

(i) 誰に提供できるか

対象者がどうかの確認は、以下の「利用登録確認項目リスト」を使って行う(37条ガイドライン第5項、別表2)。

「障害者手帳の所持」「精神保健福祉手帳の所持」「療育手帳(愛の手帳)の所持」「医療機関・医療従事者からの証明書がある」「福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある」「学校・教師から障害の状態を示す文書がある」「職場から障害の状態を示す文書がある」「学校に置ける特別支援を受けているか受けていた」「福祉サービスを受けている」「ボランティアのサポートを受けている」「家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている」「活字をそのままの大きさでは読めない」「活字を長時間集中して読むことができない」「目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない」「身体の病状状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない」「その他、原本をそのままの形で利用できない」のうちの一つに該当すれば登録可能。

6. 視覚障害者サービス

- 録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信など

(ii) 何が作れるか：翻訳、変形、翻案が可能。したがって、以下の行為が可能。(37条ガイドライン第6項)

録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデザイン、布の絵本、触図・触地図、ピクトグラム、リライト(録音に伴うもの、拡大に伴うもの)、各種コード化(SPコードなど)、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等

6. 視覚障害者サービス

- 録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信など

(iii) 誰が作成・頒布・送信などをできるか

点字図書館や障害者福祉施設だけでなく、公立図書館、大学図書館、学校図書館、国立国会図書館などにおいても行うことができる。

(著作権法施行令第2条)

ボランティアグループは、公立図書館等の手足となつて行つた、視覚障害者等本人の手足となつて行つた場合には行うことができる、とされている。また、文化庁長官の指定を受ける途も。

6. 視覚障害者サービス

- 録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信など
- (iv) 対象資料
「視覚によりその表現が認識される方式により公衆に提供され、又は提示されているもの」（視覚著作物）に限定。ラジオ録音、音楽CDなどは対象外。
- * 他館から録音図書等を借りてきてダビング等を行ってもよい。他館から本を借りてきて製作してもよい。
- * 「視覚著作物」に音声が付う形態のもの（音の絵本、映画、テレビ番組など）であってもよい。

6. 視覚障害者サービス

- 録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信など
- (iv) 対象資料
「当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは…出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆の提供又は提示が行われている場合」（市販等されているもの）は、除外。
- * 以下のものは対象に含む（[37条ガイドライン](#)第9項(1)）
「当該視覚著作物の一部を提供するもの」、「録音資料において、朗読する者が演劇のように読んだり、個々の独特の表現方法で読んでいるもの」、「利用者の要求がデジタイズ形式の場合、それ以外の方式によるもの」、「インターネットのみの販売などで、視覚障害者等が入手しにくい状態にあるもの（ただし、当面の間に限る。また、図書館が入手し障害者等に提供できるものはこの限りではない）」

6. 視覚障害者サービス

- 対面朗読
対面朗読には「口述権」が働くが、非営利・無料の場合には自由に口述できることとされている（著38）ため、著作権者からの許諾は不要。
- ただ、朗読者に朗読の対価としての報酬を支払う場合には、著作権者からの許諾が必要となってしまう（著38 ただし書）。このため、実費のみの支払いが、障害者サービス全般を行うものとして雇用して給与という形で支払うしかない。
- 朗読内容の録音等は、著37 の要件を満たせば実施可。

6. 視覚障害者サービス

- 対面朗読
【参照条文】
- 著作権法38条1項（非営利・無料の上演等）
「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」

7. 保存のための複製

- 著作権法第31条第1項第2号では、図書館等に対して「図書館資料の保存のための複製」を認める。
- 「損傷、紛失の防止等のため」と「記録のための技術・媒体の旧式化により媒体の内容を再生するために必要な機器が市場で入手困難となり、事実上閲覧が不可能となる場合において、新しい媒体への移替えのため」に行うことが可能。
- デジタル化により行うことも可能だが、用途は元の図書館資料で行い得た範囲に限定。

【参考文献】小池信彦、常世田良「著作権法31条2号（媒体変換）に関するQ&A 文化審議会著作権分科会報告（2009年1月）について」図書館雑誌、103(4)、no.1025、2009.4、pp.244-245.

ご清聴ありがとうございました！